

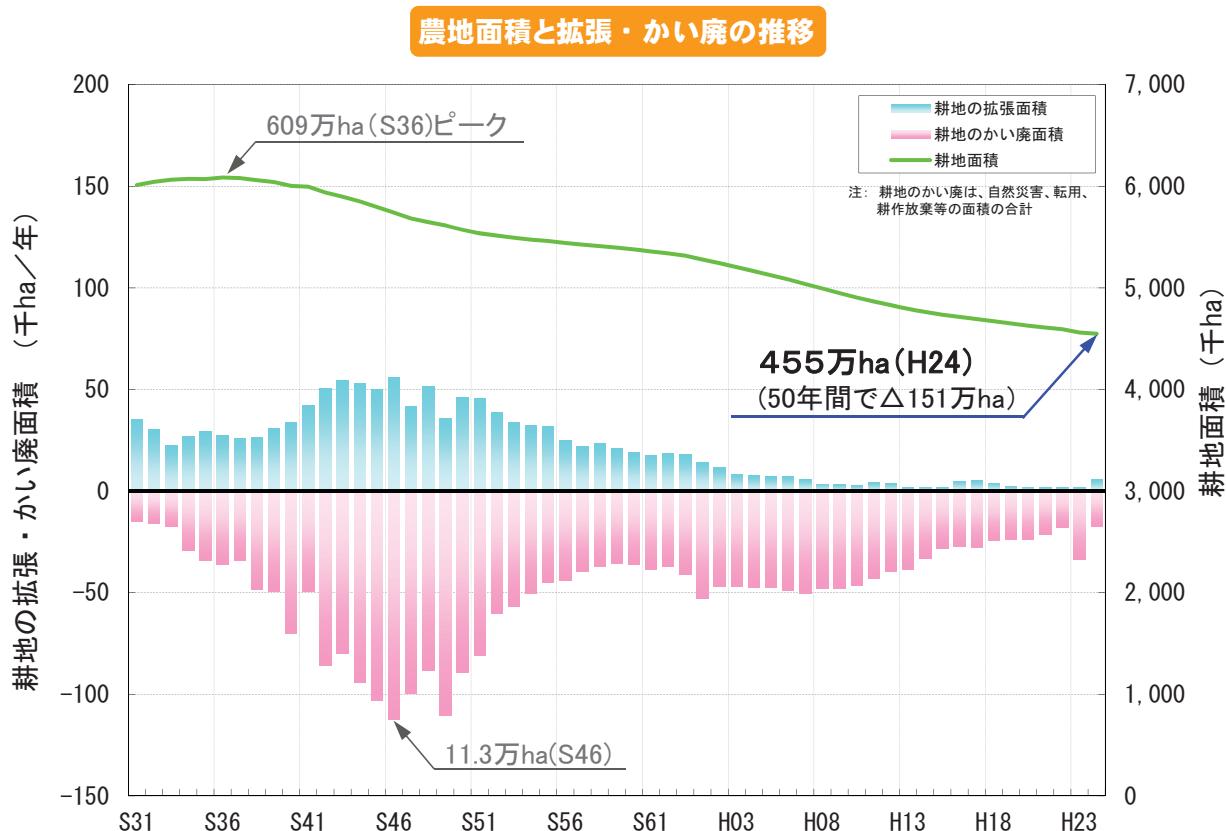
農地転用制度について

平成25年10月29日

農林水産省

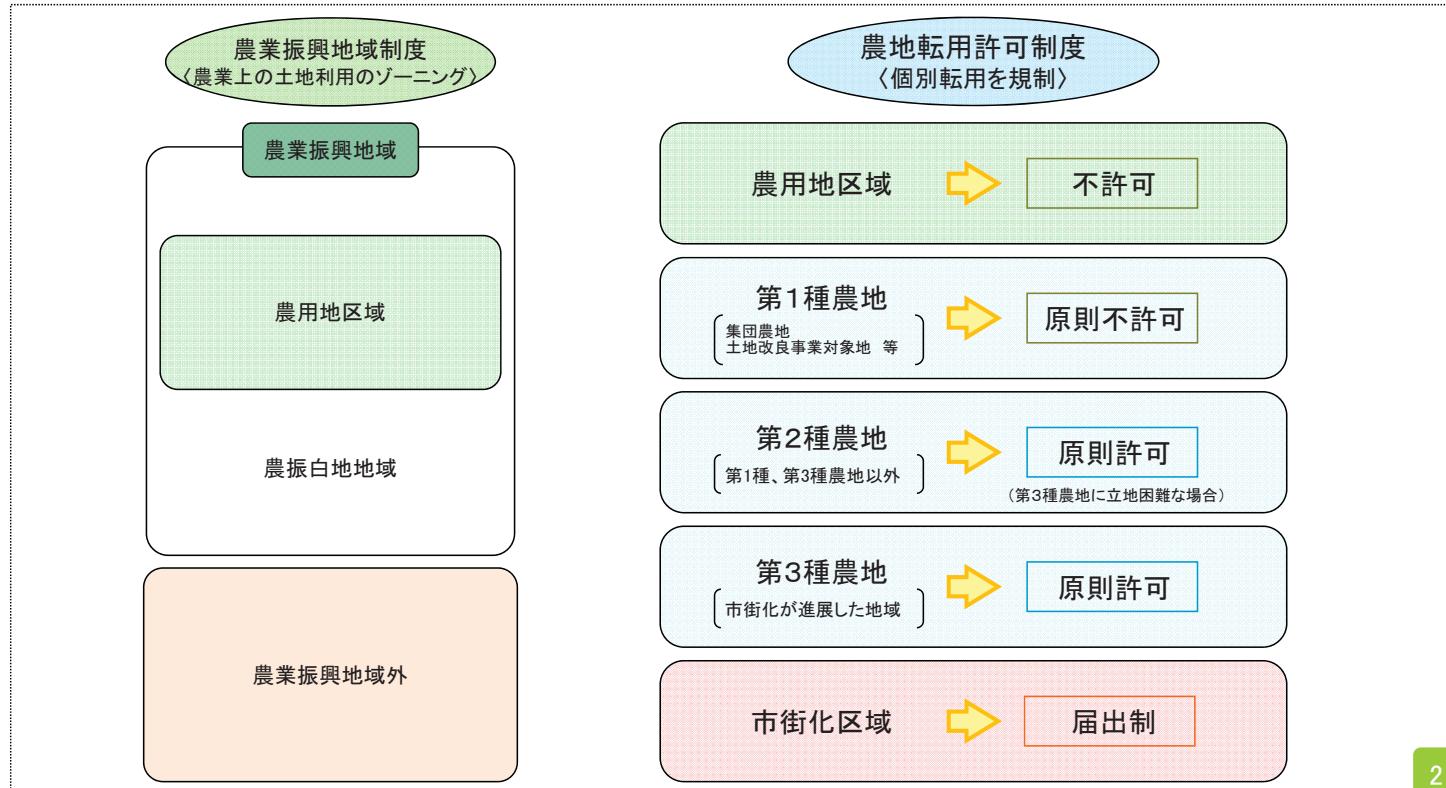
1 農地転用制度（1）

- 食料供給や多面的機能の発揮といった役割を果たす農地は、転用等により平成24年には455万haまで減少。



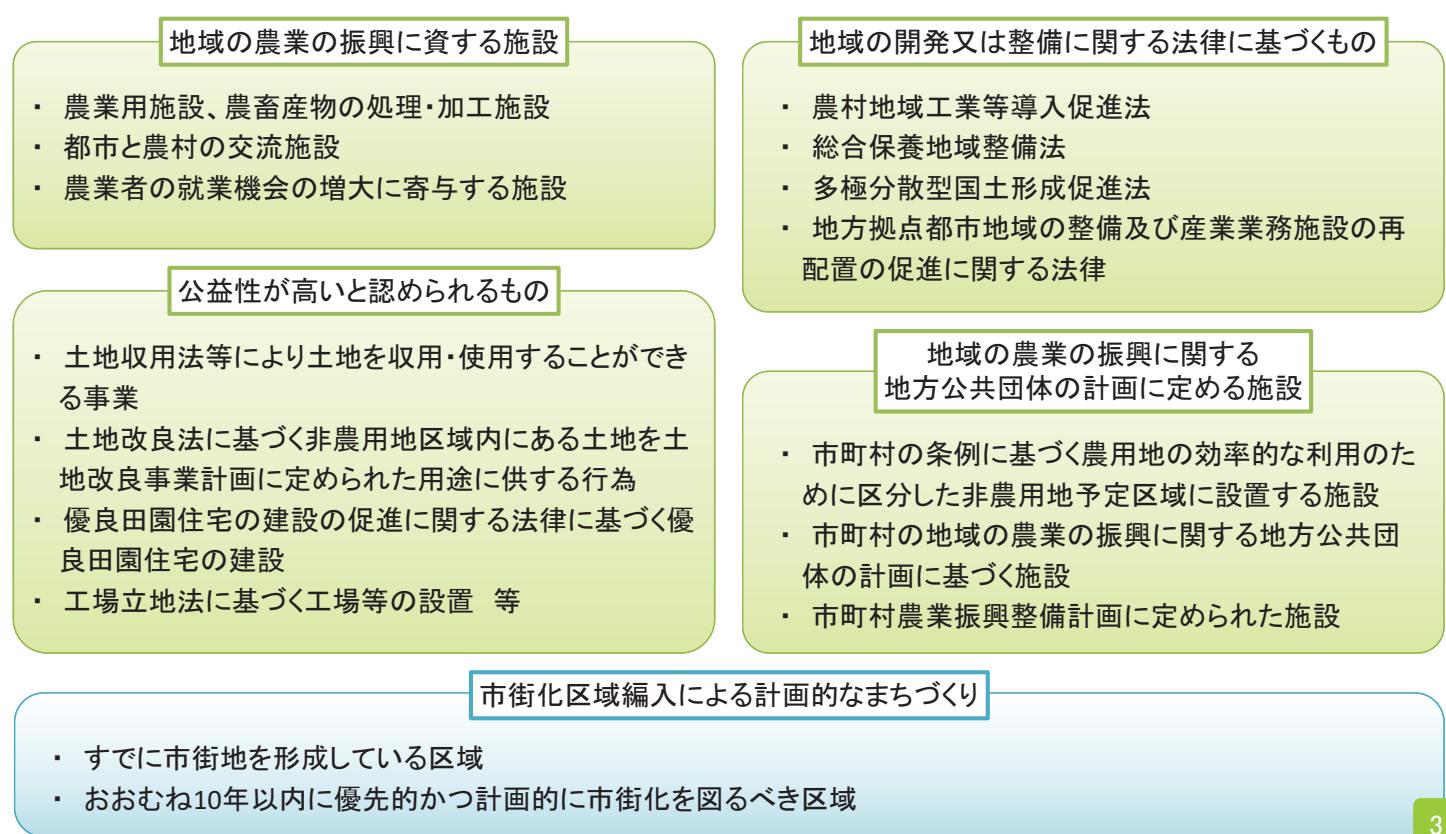
農地転用制度（2）

- このため、食料の生産基盤である農地の確保が重要だが、他方、経済社会活動に伴って一定の転用需要が生ずるところ。
- これらを踏まえて、農地転用制度においては、集団的な農地や土地改良事業を実施した農地を優良農地として確保し、地域で発生する転用需要を農業上の支障が少ないところに誘導していく仕組みとしている。



農地転用制度（3）

- 転用が原則不許可である第1種農地についても、現場で必要な農業の振興に資する施設等について設置することが可能。
- また、地域の活性化のための計画的なまちづくりの観点からは、必要な土地を市街化区域へ編入することも有効な手段。



2

3

2 平成21年農地法等改正 (1)

- 食料の生産基盤である農地は、ピーク時の約7割にまで減少し、国民への食料の安定供給の面からも懸念。優良農地を確保することが必要との認識のもと、平成21年に農地法等を改正し、農地転用規制を厳格化。

< 農地法関係 >

違反転用に対する罰則強化 等

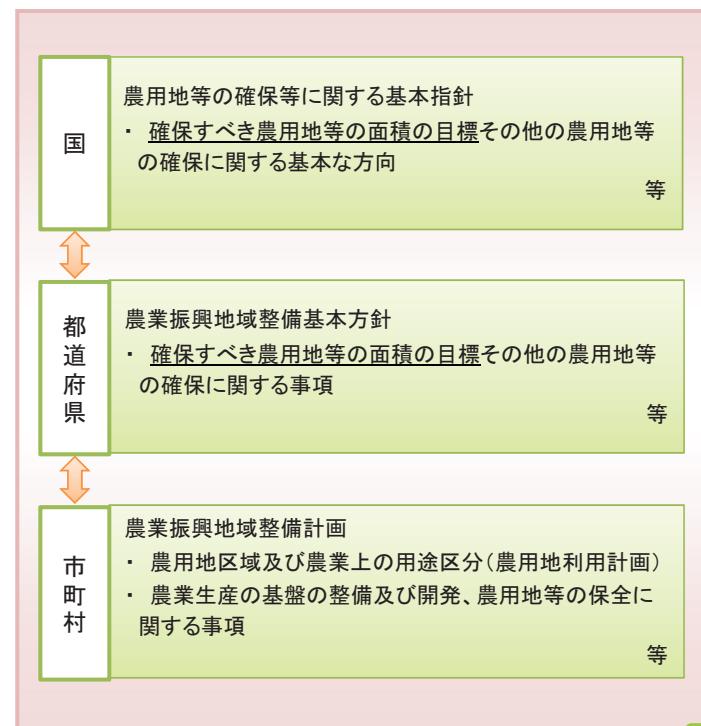
事項	改正前		改正後	
	法人	個人	法人	個人
違反転用	罰金 300万円以下	300万円以下	1億円以下	300万円以下
懲役	—	3年以下	—	3年以下

事項	改正前		改正後	
	法人	個人	法人	個人
違反転用における現状回復命令違反	罰金 30万円以下	30万円以下	1億円以下	300万円以下
懲役	—	6ヶ月以下	—	3年以下

※ 青字下線部が改正部分

< 農振法関係 >

国、都道府県レベルで農用地区域内の農地面積の目標を設定



平成21年農地法等改正 (2)

- 地方公共団体等が設置する庁舎や病院等の転用は、従来許可不要であったため、土地の整備が容易である優良農地が選定され、周辺農地でのスプロール的な開発を誘発するケースも見られたところ。
- このため、平成21年改正の中で、このような公共施設の設置について、農業上の土地利用との調整を図り、適切などころに設置されるよう規制を厳格化。



庁舎、続けて病院が立地



その後、幹線道路沿いにドラッグストア、ファミリーレストラン等の店舗が立地

庁舎、病院等の公共施設の転用

<改正前>

- 農地転用許可不要となっている地方公共団体が設置する庁舎、病院等の公共施設の立地が農業上の土地利用との調整が不十分なまま行われ優良農地のかい廃が進行
- さらに、当該施設の周辺部に開発を誘発

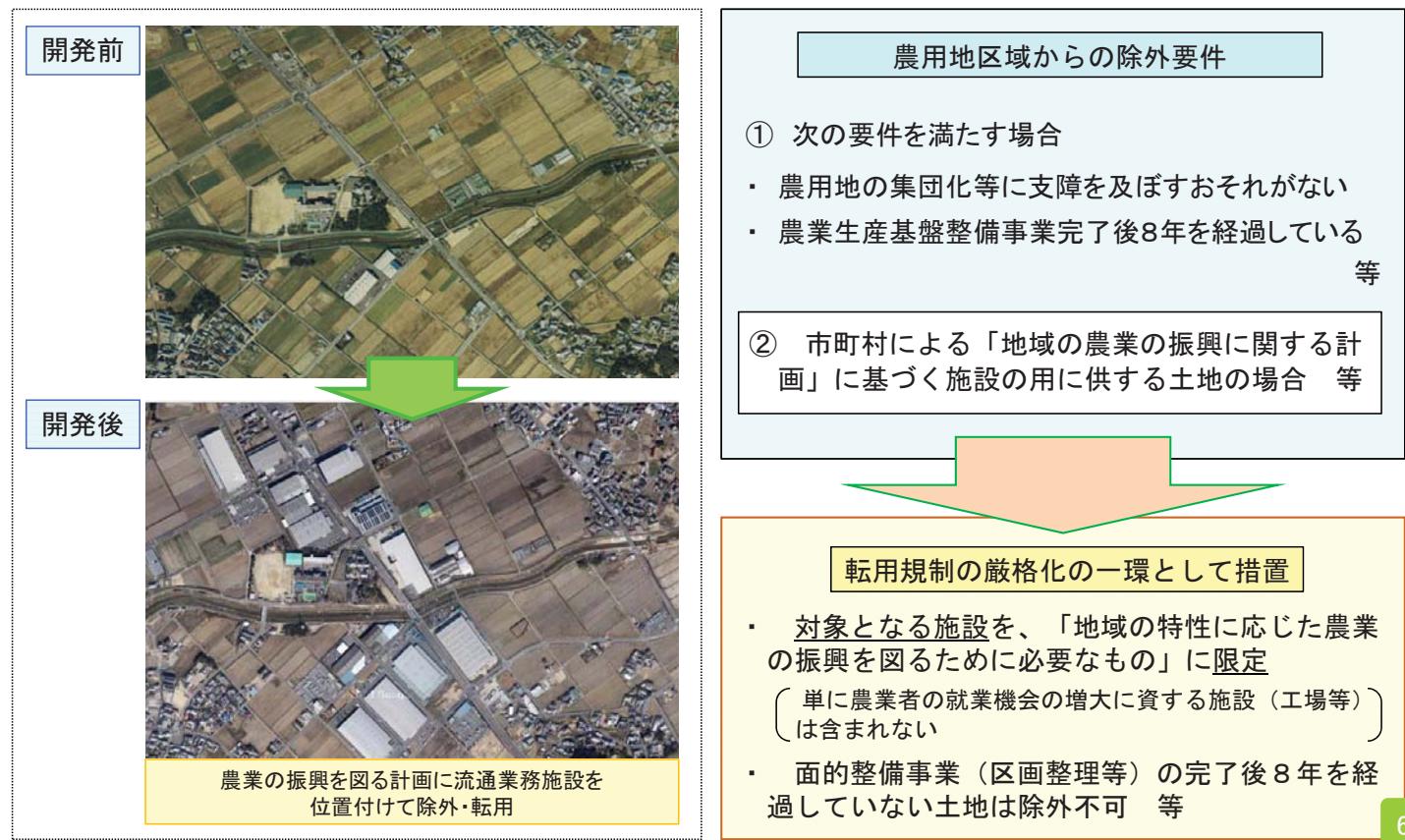
転用規制の厳格化の一環として措置

<改正後>

- 地方公共団体が設置する庁舎、病院等の公共施設の転用について、法定協議制を導入。許可権者と調整が調った場合には、農地転用の許可があつたものとみなす

平成21年農地法等改正（3）

- 市町村が地域の農業の振興を図る計画を定めた場合、これに基づく施設に供する土地について農用地区域から除外・転用することが可能だが、農業の振興とは程遠い施設が散見され、問題化。
- このため、平成21年改正の中で規制を厳格化。



3 転用許可の状況等（1）

- 転用許可の状況をみると、都道府県知事によるものが件数ベースで全体の99.9%（面積ベースで96.4%）を占め、実際のところは、既に多くの転用許可を都道府県知事が処理しており、国は規模が大きい転用に関与。

農地転用許可の状況(平成23年)

転用面積	許可権者	許可実績	
		件数	面積
2ha以下	都道府県知事	62,879 件 (99.8 %)	4,994 ha (94.5 %)
2ha超、 4ha以下	都道府県知事 (農林水産大臣に協議)	57 件 (0.09 %)	102 ha (1.9 %)
4ha超	農林水産大臣	42 件 (0.07 %)	188 ha (3.6 %)
合計		62,978 件	5,284 ha

資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」
農林水産省農村振興局農村計画課調べ